

平成20年度東海環状都市地域交流連携推進協議会 ものづくり文化街道バスツアー助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旅行事業者の実施する「東海環状自動車道沿線9都市を巡る日帰りバスツアー事業」(以下「バスツアー」という。)に対して東海環状都市地域交流連携推進協議会(以下「協議会」という。)が助成することで、観光交流事業の拡大及びものづくり文化街道の認知度向上を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象事業)

第2条 協議会が助成金を交付できるバスツアーは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 募集時のバスツアー名に「ものづくり文化街道」のタイトルを冠したものとし、利用者が東海環状自動車道の沿線都市の特徴、魅力を十分に体感できる観光ルートとする。
- (2) 企画するバスツアーは、年間3コース以上とすること。ただし、助成は10コースを上限とする。
- (3) バスツアーの実施期間は、各年7月1日から翌年2月末日までの間とする。協議会会員9都市(岐阜県7市:美濃市、関市、美濃加茂市、可児市、多治見市、土岐市、瑞浪市および愛知県2市:瀬戸市、豊田市)全てに少なくとも1回は訪問するバスツアーを企画し、訪問回数に大きな偏りがないよう配慮すること。
- (4) バスツアーの各コースで、協議会会員9都市のうち複数都市に立ち寄り、各都市1施設以上を見学又は体験すること。
- (5) バスツアーが、別に地方公共団体等からの助成金を受けていないこと。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、予算の範囲内とする。バスツアーの助成額は、1コースあたり上限を8万円(バス借上料税込額の8割で、千円未満切捨て)とする。

(企画書の提出と内定通知)

第4条 助成を受けようとする旅行事業者は、平成20年5月27日から6月27日までに、任意様式による企画書を協議会会長(以下「会長」という)に提出するものとする。
2 会長は、企画書の審査を行い、内定通知(別紙様式第1号)により旅行事業者に通知しなければならない。

(助成金の交付申請と助成決定)

第5条 内定通知を受けた旅行事業者は、当該年度の6月1日から6月30日までの間に助成申請書(別紙 様式第2号)を会長に申請するものとする。
2 会長は、助成申請書の審査を行い、14日以内に助成決定通知書(別紙 様式第3号)により旅行事業者に通知しなければならない。ただし、申請は、審査のうえ助成金交付予定額が予算に達した時点で、締め切りとする。

(助成事業の変更等)

第6条 旅行事業者は、申請内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、助成変更(中止)承認申請書(別紙 様式第4号。以下「変更申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否又は補助金の交付内容の変更を決定し、その内容を助成変更(中止)決定通知書(別紙様式第5号)により旅行事業者に通知しなければならない。

(実績報告の提出)

第7条 旅行事業者は、バスツアーが完了したときは30日以内に助成事業実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を提出するものとする。

(額の確定)

第8条 会長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(別紙様式第7号。以下「確定通知」という。)により旅行事業者に通知しなければならない。

(助成金の支払い)

第9条 確定通知を受けた旅行事業者は、任意の請求書により会長に助成金額を請求するものとする。

2 会長は請求のあった日から30日以内に助成金を支払わなければならない。

(事業期間中の協力体制)

第10条 協議会会員の都市は、必要に応じて旅行事業者への情報提供、訪問施設との調整などに協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。